

○山口県立自然公園条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案

○山口県立自然公園条例

(昭和三十五年三月二十五日
山口県条例第二十五号)

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 指定、公園計画及び公園事業(第四条―第十一条)

第三章 保護及び利用(第十二条―第十八条)

第四章 生態系維持回復事業(第十八条の二―第十八条の六)

第五章 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第十八条の七―第十八条の十二)

第六章 風景地保護協定(第十九条―第二十四条)

第七章 公園管理団体(第二十五条―第三十条)

第八章 雑則(第三十一条―第三十三条)

第九章 罰則(第三十四条―第三十八条)

付則

第一章 総則

第一条〜第三条 (略)

第二章 指定、公園計画及び公園事業

第四条・第五条 (略)

現 行

○山口県立自然公園条例

(昭和三十五年三月二十五日
山口県条例第二十五号)

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 指定、公園計画及び公園事業(第四条―第十一条)

第三章 保護及び利用(第十二条―第十八条)

第四章 生態系維持回復事業(第十八条の二―第十八条の六)

(新設)

第五章 風景地保護協定(第十九条―第二十四条)

第六章 公園管理団体(第二十五条―第三十条)

第七章 雑則(第三十一条―第三十三条)

第八章 罰則(第三十四条―第三十八条)

付則

第一章 総則

第一条〜第三条 (略)

第二章 指定、公園計画及び公園事業

第四条・第五条 (略)

(公園計画)

第六条 (略)

2| 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3| 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

4| (略)

第七条 (略)

2 前条第四項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第七条の二 第八条の七第一項に規定する協議会は第八条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第十条の七第一項に規定する協議会は第十八条の八第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2| 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更を必要がないと判断したときは、その旨及びその理

(公園計画の決定)

第六条 (略)

(新設)

(新設)

2| (略)

第七条 (略)

2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(新設)

由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

第七条の三 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 (略)

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第七条の四 第八条の七第一項に規定する協議会は、知事に対し、第八条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第八条〜第八条の二 (略)

(承継)

第八条の三 公園事業者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその

(公園事業の決定)

第七条の二 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 (略)

(新設)

第八条〜第八条の二 (略)

(承継)

第八条の三 (新設)

譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

- 2| 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業者の全部を承継させるものを限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業者の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び市町以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

3| 4| (略)

- 5| 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第八条の四、第八条の六 (略)

(協議会)

第八条の七 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第十七条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「

公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人

と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業者の全部を承継させるものを限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業者の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び市町以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2| 3| (略)

- 4| 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第八条の四、第八条の六 (略)

(新設)

利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町

二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

四 その他当該市町が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならぬ。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定

により協議会を組織する市町に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6| 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7| 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8| 第一項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9| 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第八条の八 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2| 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(新設)

-
- 一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - 二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
 - 三 利用拠点整備改善計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
 - 五 第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項
 - 六 第八条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
 - 七 計画期間
 - 八 その他規則で定める事項
- 3| 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第一百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならぬ。
 - 4| 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 公園計画に照らして適切なものであること。
 - 二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
-

- 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

- 第八条の九 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第八条の七第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項、第八条の十一及び第八条の十二第二項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認

(新設)

定について準用する。

(認定の取消し)

第八条の十 知事は、第八条の八第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条及び第八条の十二第二項において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第八条の十一 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第八条の八第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第八条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第八条の十二 知事は、第七条の三から前条までの規定の施行に必要な限度において、第八条第三項の認可を受けた者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に

(新設)

(新設)

(報告徴収及び立入検査)

第八条の七 知事は第八条第三項の認可を受けた者に対し、第七条の二から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職

立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2| 知事は、第七条の三から前条までの規定の施行に必要な限度において、第八条の八第四項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3| 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4| 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条～第十一条（略）

第三章 保護及び利用
（特別地域）

第十二条（略）

2（略）

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応

員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（新設）

- 2| 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条～第十一条（略）

第三章 保護及び利用
（特別地域）

第十二条（略）

2（略）

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応

急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一〇十六 (略)

十七 知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）

）において車両を使用すること。

4〇6 (略)

7 次に掲げる行為については、第三項から前項までの規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

二 (略)

三 認定自然体験活動促進事業（第十八条の十第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第十八条の七第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

四・五 (略)

第十三条 (略)

(普通地域)

第十四条 (略)

2〇6 (略)

急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一〇十六 (略)

(新設)

4〇6 (略)

7 次に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 (略)

(新設)

三・四 (略)

第十三条 (略)

(普通地域)

第十四条 (略)

2〇6 (略)

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

二 (略)

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

四 〓七 (略)

(中止命令等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 (略)

2 (略)

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 (略)

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 (略)

(新設)

三 〓六 (略)

(中止命令等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 (略)

2 (略)

3 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 (略)

第十七条 (略)

(利用のための規制)

第十八条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしほしに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引し、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

三 次に掲げる行為であつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

イ 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。ロにおいて同じ。)に餌を与えること。

ロ 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

2 知事は、当該職員に、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第四章 生態系維持回復事業

第十八条の二 第十八条の六 (略)

第十七条 (略)

(利用のための規制)

第十八条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしほしに占拠し、けんおの情を催させるような仕方でも客引し、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

(新設)

2 知事は、当該職員に、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第四章 生態系維持回復事業

第十八条の二 第十八条の六 (略)

第五章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第十八条の七 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町

二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町が必要と認める者

3 第八条の七第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十八条の七第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は

(新設)

(新設)

執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第十八条の七第二項第三号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第十八条の八 前条第一項に規定する協議会（以下この項及び次条第一項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2| 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- 二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- 三 自然体験活動促進計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- 五 計画期間
- 六 その他規則で定める事項

(新設)

- 3| 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 公園計画に照らして適切なものであること。
 - 二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
 - 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4| 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5| 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第十八条の九 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定

(新設)

める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならぬ。

- 3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第十八条の十 知事は、第十八条の八第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定自然体験活動促進計画」という。）が第十八条の八第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第十八条の十一 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第十八条の八第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示

（新設）

（新設）

す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第十九条 知事若しくは市町又は第二十五条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十六条第一項第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一〇五 (略)

二〇五 (略)

第二十条〜第二十四条 (略)

第七章 公園管理団体

(指定)

第二十五条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とそ

第五章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第十九条 知事若しくは市町又は第二十五条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十六条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一〇五 (略)

二〇五 (略)

第二十条〜第二十四条 (略)

第六章 公園管理団体

(指定)

第二十五条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正

の適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

254 (略)

(業務)

第二十六条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な

な利用を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

254 (略)

(業務)

第二十六条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(新設)

助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第二十七条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一項第一号に掲げる業務を行わなければならない。

第二十八条〜第三十条 (略)

第八章 雑則

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 (略)

第三十二条 (略)

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十二条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

(連携)

第二十七条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

第二十八条〜第三十条 (略)

第七章 雑則

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

第三十二条 (略)

(新設)

第三十三条 (略)

第九章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の六又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第十二条第三項の規定に違反した者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 (略)

第三十六条 (略)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の十二第一項若しくは第二項若しくは第十八条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨

第三十三条 (略)

第八章 罰則

第三十四条 第八条の六又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十二条第三項の規定に違反した者
- 四 (略)

第三十六条 (略)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽

げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二〇六 (略)

七 特別地域又は集団施設地区内において、第十八条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をした者

八 (略)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

の陳述をした者

二〇六 (略)

七 特別地域又は集団施設地区内において、第十八条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

八 (略)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。